

1 不利益処分の名あて人

株式会社東北新社メディアサービス 代表取締役社長 小坂 恵一

2 聴聞の期日及び場所

令和3年3月17日(水)11時から

総務省

3 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

総務省情報流通行政局総務課

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

4 不利益処分の原因となる事実

総務省は、株式会社東北新社メディアサービスの放送法(昭和25年法律第132号)第93条第1項による認定(平成29年10月14日付けで株式会社東北新社から認定基幹放送事業者の地位を承継。認定番号BS第125号。)について、株式会社東北新社が放送法第93条第1項の認定を受けるために申請書を提出した日(平成28年10月17日)から株式会社東北新社メディアサービスが当該認定基幹放送事業者の地位を承継した日の前日(平成29年10月13日)までの期間において、株式会社東北新社が認定当時の放送法第93条第1項第6号ニ(現第7号ニ)に規定する外国人等が議決権の五分之一以上を占めるものに該当しないことの確認を行った。

同社から令和3年3月9日に総務省に提出された平成28年3月31日時点、平成28年9月30日時点、平成29年3月31日時点、平成29年9月30日時点、平成30年3月31日時点における株主名簿等について総務省において精査したところ、同社はいずれの株主名簿により計算された外国人等の議決権の割合についても、認定当時の放送法第93条第1項第6号ニ(現第7号ニ)に規定する外国人等が議決権の五分之一以上を占めるものに該当していたにもかかわらず、平成28年10月17日に放送法第93条第1項の認定を受けるために提出した申請書において欠格事由の有無を「無」と記載していたことが判明した。これは、本来認定を受けることができない申請であった。

5 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

株式会社東北新社メディアサービスの認定(平成29年10月14日付けで株式会社東北新社から認定基幹放送事業者の地位を承継。認定番号BS第125号。)を総務大臣の職権により取り消す(認定当時の放送法第93条第1項第6号ニ(現第7号ニ))。

6 聴聞への参加手続

当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有すると認められ、当該聴聞に参加することを希望する関係人(以下「利害関係人」という。)は

令和3年3月16日（火）12時までに、総務省聴聞手続規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第3号）第4条の規定に基づき、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出しなければならない。主宰者が参加することを許可したときは、当該申請者に対して通知する。

なお、主宰者は必要があると認めるときは、利害関係人に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求めることがある。

7 聴聞の公開・非公開の別 非公開